

「金融サービス仲介業」創設の背景 および概要について

2021年6月10日

金融庁 企画市場局 総務課
決済・金融サービス仲介法制室長
守屋 貴之

はじめに

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための 金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

情報通信技術の進展 と ニーズの多様化

オンラインでのサービスの提供が可能となる中、**多種多様な金融サービスのワンストップ提供**に対するニーズ

キャッシュレス時代に対応した、**利便性が高く安心・安全な決済サービス**に対するニーズ

こうしたニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、
金融商品販売法を「**金融サービスの提供に関する法律**」に改めるほか、**資金決済法等を改正する**

金融サービス仲介法制

金融サービス仲介業の創設

- **1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設***

※ さらに、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続も省略可能とする。

[主な規制]

- ・ 特定の金融機関への**所属は求めない**
- ・ 利用者**財産の受入れは禁止**
- ・ 仲介にあたって**高度な説明を要しないと**考えられる金融サービスに限り取扱可能
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、**保証金の供託**等を義務付け
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、**仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定**
- ・ このほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備

決済法制

資金移動業の規制の見直し

- **高額送金を取扱可能な類型を創設**
 - 海外送金のニーズなどを踏まえ、100万円超の**高額送金を取扱可能な新しい類型（認可制）**を創設
 - 事業者破綻時に利用者に与え得る影響を踏まえ、利用者資金の受入れを最小限度とするため、**具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止***
- ※ 事業者は、送金先や送金日時が決まっている資金のみ、利用者から受入れ可能。
- **少額送金を取り扱う類型の規制を合理化**
 - 送金コストのさらなる削減の観点から、利用者の資金について、供託等に代えて、分別した**預金で管理することを認める（外部監査を義務付け）**
- **現行の枠組みは維持**（上記とあわせて、資金移動業は3類型に）

利用者保護のための措置

- いわゆる収納代行のうち、「**割り勘アプリ**」のように**実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化**

※ 上記のほか、店頭デリバティブ取引について、取引情報の報告先を取引情報蓄積機関に一元化するための規定を整備 等

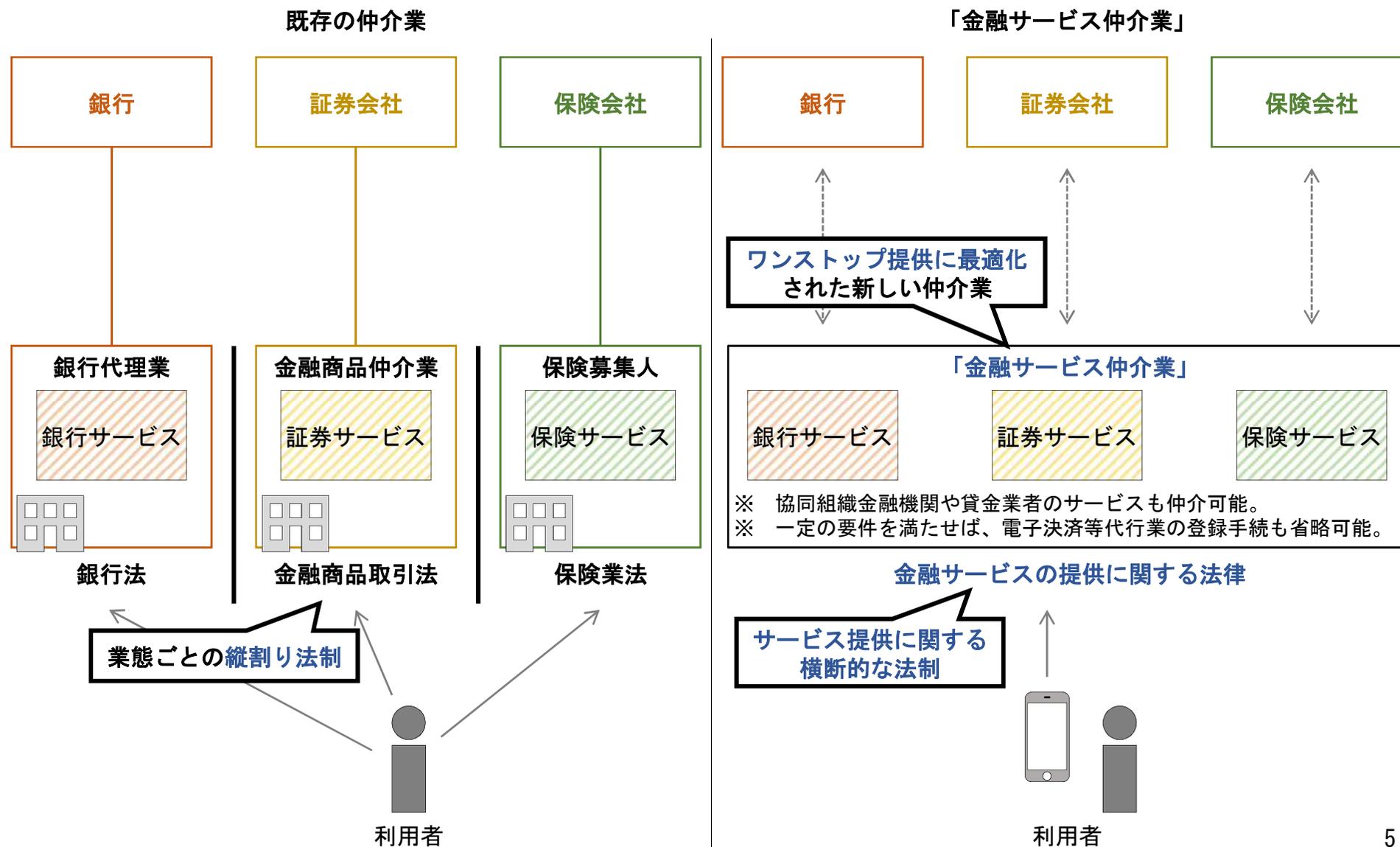
決済法制及び金融サービス仲介法制をめぐる主な経緯

- 2017年11月16日 **金融審議会総会**
- ・ 諮問（機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと）
 - ・ 金融審議会に「金融制度スタディ・グループ」を設置
- 2018年 6月19日 **金融制度スタディ・グループ報告**
中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—
- 2019年 7月26日 **金融制度スタディ・グループ報告**
「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》
- 2019年 9月25日 **金融審議会総会**
- ・ 「金融制度スタディ・グループ」を「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」に改組
- 2019年12月20日 **決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告**
- 2020年 3月 6日 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」閣議決定・国会提出（同年6月5日成立）
- 2020年 6月12日 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」公布
- 2021年 3月19日 決済法制に係る政令・内閣府令等公布
- 2021年 5月 1日 決済法制施行
- 2021年 6月 2日 金融サービス仲介法制に係る政令・内閣府令等公布
- 2021年11月 1日 金融サービス仲介法制施行

金融サービス仲介法制の概要

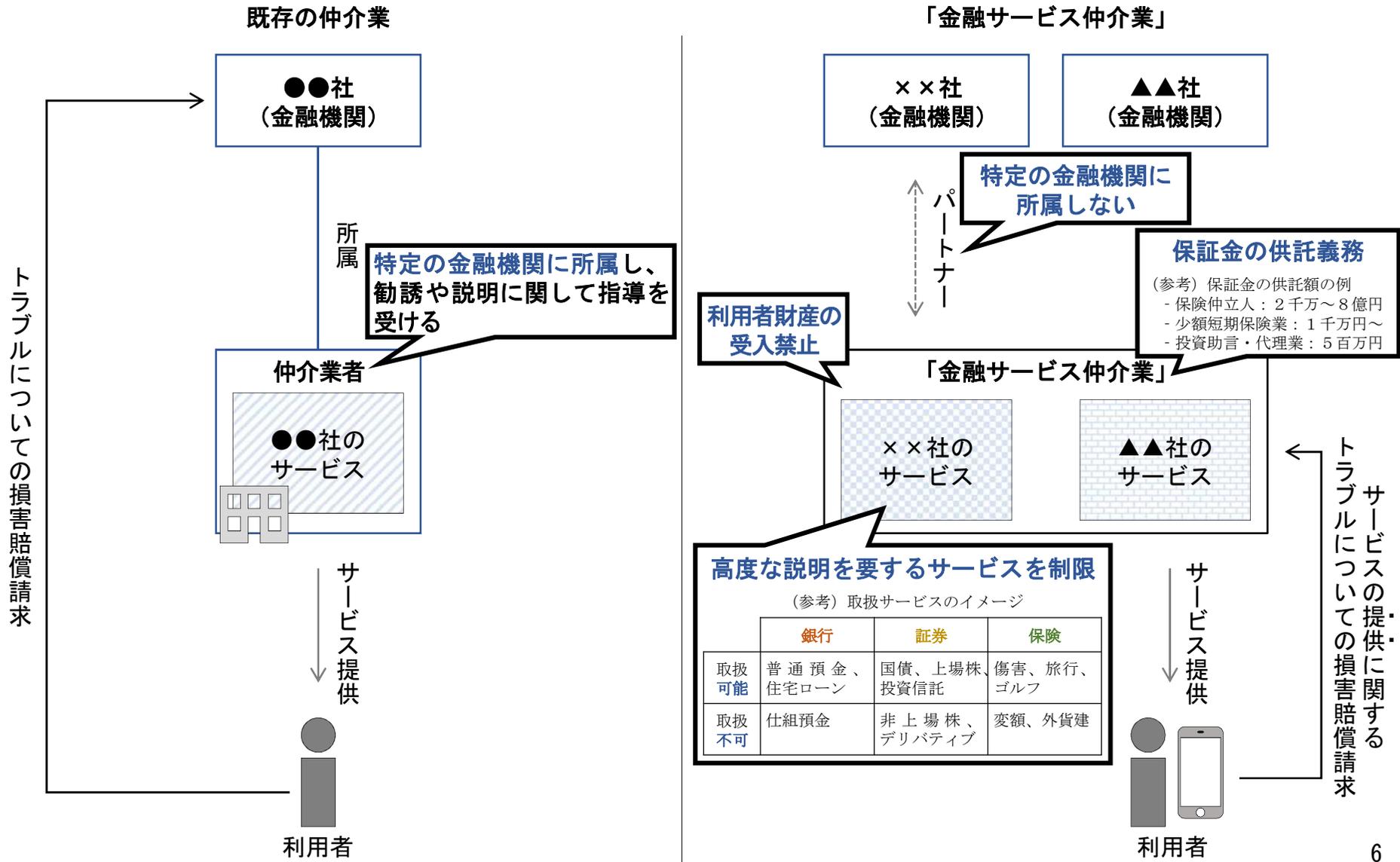
「金融サービス仲介業」の創設

- 金融商品販売法を金融サービスの提供に関する法律に改称し、「金融サービス仲介業」を創設。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化。



金融サービス仲介業：利用者保護のための主な規制

- 様々なサービスを取り扱えるよう、金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めない。
- 代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る。



金融サービス仲介業：その他の規制

- 金融サービスの仲介を行う場合に利用者保護等のために必要となる規制は、銀行分野・証券分野・保険分野で異なることがある。
- 金融サービス仲介業については、取り扱うサービスの分野に応じ、必要な規制を過不足なく適用する。

金融サービス仲介業の規制

	銀行分野 <small>[預金受入・貸付・為替取引]</small>	証券分野 <small>[有価証券売買・投資信託直販]</small>	保険分野 <small>[保険引受]</small>
共通の規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等） ○ 誠実義務 ○ 金融機関から受け取る手数料等の開示 ○ 名義貸しの禁止 ○ 標識の掲示 <p style="text-align: right;">等</p>		
分野に応じた規制	+	+	+
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情実融資の媒介の禁止 <p style="text-align: right;">等</p> <p>※ 金融サービス仲介業者が貸金業者の貸付を媒介する場合について、誇大広告禁止や取立て行為規制を措置。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ インサイダー情報を利用した勧誘の禁止 ○ 損失補填の禁止 ○ 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己契約の禁止 ○ 告知の妨害の禁止 ○ 不適切な乗換募集の禁止 <p style="text-align: right;">等</p>

※ 上記のほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備。

日本金融サービス仲介業協会の概要

名称 : 一般社団法人日本金融サービス仲介業協会
所在地 : 東京都中央区日本橋茅場町1丁目8-1
設立年月日 : 2021年4月22日
設立時社員 : 株式会社SBIネオモバイル証券、株式会社400F（五十音順）

〔役員〕

代表理事会長 中村仁（株式会社400F代表取締役社長）
代表理事副会長 小野尚（SBI生命保険株式会社代表取締役社長）
代表理事副会長 落合孝文（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士）
理事 五十嵐正明（SBI損害保険株式会社代表取締役社長）
理事 小川裕之（株式会社SBIネオモバイル証券代表取締役社長）
理事 瀧俊雄（一般社団法人電子決済等代行業者協会代表理事）
理事 小泉美果（freee株式会社 金融事業部 金融渉外部長）
監事 河合健（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士）

「日本金融サービス仲介業協会」設立のお知らせ（2021年5月11日）（抜粋）

2021年内に予定されている金融サービス提供法の施行に向けて、「金融サービス仲介業」に関連する業務の適正を確保し、その健全な発展及び利用者保護に資することを目的に、「金融サービス仲介業」の普及推進及び自主規制機能を担う一般社団法人を設立いたします。

日本金融サービス仲介業協会は金融サービス提供法に基づく認定金融サービス仲介業協会としての認定取得を目指して、自主規制機関の機能を発揮していくことを予定しております。

取扱商品・サービスの範囲と
保証金の額

取扱商品・サービスの範囲に関する主な指摘

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日）（抜粋）

第2章 金融サービス仲介法制

2. 業務範囲

(3) 取扱可能な金融サービス

新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当である。取扱可能な商品・サービスの限定にあたっては、銀行法・保険業法において特定預金等契約・特定保険契約とされている商品や、二種外務員の職務の範囲などを参考に、商品の特性に応じた限定を設けることが考えられる。

また、保険契約には、支払事由の発生に対して無制限の補償や長期の保障・補償を約するものがあるが、このような高額・長期の保険契約の締結の仲介にあたっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となることから、商品性による限定に加え、商品の特性に応じて、保険金額や保険期間による限定を設けることも考えられる。

一方で、金融仲介サービスにおけるイノベーションの促進や利用者利便等の観点からは、法令上の制約が過度なものとならないよう留意する必要がある。

衆議院・財務金融委員会における附帯決議（2020年5月27日）（抜粋）

- 七 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービス及びその金額の上限については、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮し定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進捗など環境の変化に応じて段階的に拡大していく観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

参議院・財政金融委員会における附帯決議（2020年6月4日）（抜粋）

- 二 金融サービス仲介業の取扱い可能な金融商品・サービスについては、金融商品へのアクセス向上などの利便性と顧客が負うリスクのバランスを十分に考慮して定めること。その際、当初は日常生活に定着しているなど高度な説明を要せず、顧客に分かりやすい金融商品・サービスに限定し、国民の金融リテラシー及び技術進展など環境の変化に応じて検討を加え、必要な措置を講ずること。

保証金の額に関する主な指摘

決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日）（抜粋）

第2章 金融サービス仲介法制

3. 参入規制

(1) 財産的基礎

例えば、仲介業者のシステムトラブルによる顧客の損害の場合、多くの顧客に同様の損害が発生することが想定され、仲介業者の事業規模が大きくなれば賠償額も大きくなることがあると考えられる。これを踏まえ、**新たな仲介業者に求める保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい**。例えば、一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めることが考えられる。

前述のとおり、保証金の供託等は、顧客保護の観点から望ましいものであるが、保証金の水準が高すぎれば、事業者にとって参入障壁ともなりうる。保証金の水準を定めるにあたっては、新たな仲介業者の**取扱可能な商品・サービスの範囲が限定されていることを踏まえつつ、顧客保護の観点と、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点とのバランスに留意**すべきである。

衆議院・財務金融委員会における附帯決議（2020年5月27日）（抜粋）

- 十 金融サービス仲介業者の顧客に対する賠償資力となる保証金供託額の水準を定めるに当たっては、**イノベーションの促進による利用者利便の向上を考慮しつつも、顧客保護の観点に十分に配慮**するように努めること。

参議院・財政金融委員会における附帯決議（2020年6月4日）（抜粋）

- 三 金融サービス仲介業者の賠償資力となる保証金の額を定めるに当たっては、**イノベーションの促進による利用者の利便の向上を考慮しつつも、顧客等の保護の観点に十分配慮**すること。

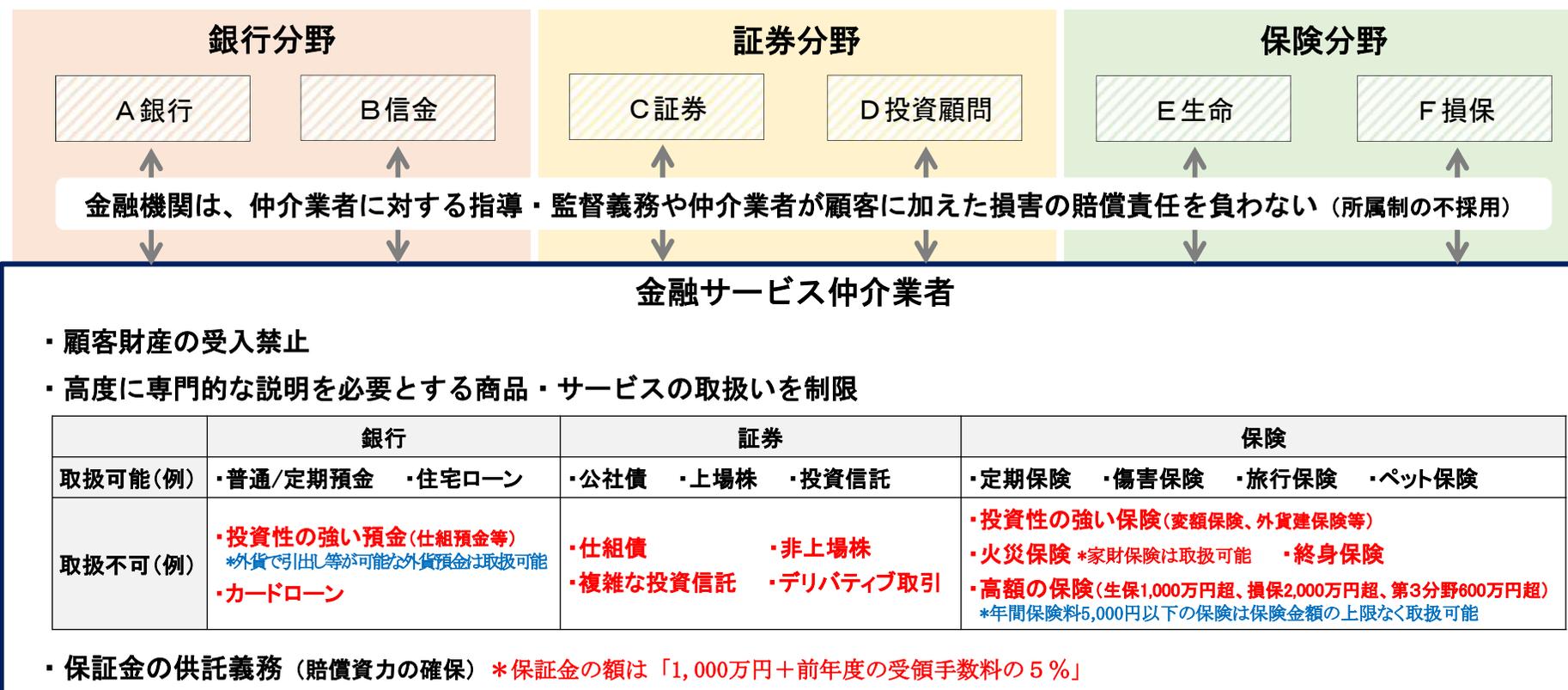
金融サービス仲介法制の全体像

金融サービス提供法の概要 (2021年11月1日施行)

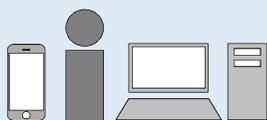
(赤字は政令事項、青字は内閣府令事項)

*「金融商品販売法」から「金融サービス提供法」に題名変更

- 1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを提供できる「金融サービス仲介業」を創設。
- 既存の代理業者のように特定の金融機関への所属は求めない一方、顧客保護等のために必要な規制を整備。



顧客



【その他顧客保護等のための主な規制】

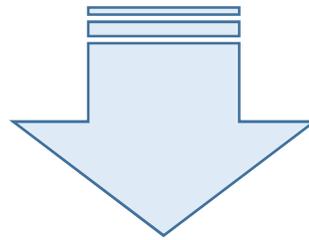
- ・ 顧客に対する情報提供 (金融機関との資本関係・人的関係・委託関係の有無 等)
 - * 顧客から求められたときは、仲介業者が金融機関から受け取る手数料等も開示
 - * 商品・サービスに関する情報提供については、仲介業者と金融機関で分担することも可能
- ・ 顧客情報の適正な取扱い (顧客の同意なく仲介分野間や兼業業務との間等の顧客情報の利用を禁止 等)

(注) このほか、既存の代理業者等に対する規制を踏まえ、仲介分野ごとに必要な行為規制を過不足なく適用

パブリックコメントで寄せられた主なご意見と
それに対する金融庁の考え方

商品・サービスの範囲については、今後の経済実態や顧客ニーズを踏まえて柔軟に見直されるとの理解でよいか。

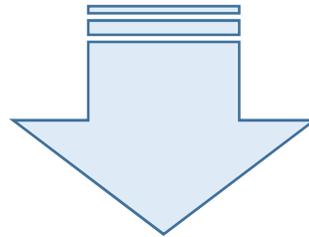
信託契約の媒介や、第二種金融商品取引業者、第一種・第二種少額電子募集取扱業者の商品・サービスについても取扱いを希望する意見もあるので、今後の改正の機会に検討をお願いしたい。



金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスや相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討。

保証金の額の妥当性について考え方如何。

※「過大ではないか」「過少となる可能性がある」「全分野で同じ金額設定は均衡を欠く」等の意見。



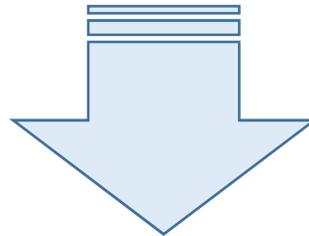
保証金の額は、

- 金融サービス仲介業者については仲介に係る損害賠償責任を相手方金融機関が負う仕組み（所属制）が採用されていないこと、
- 顧客保護等の観点から既存の仲介事業者に求められる保証金等の水準、
- 金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲が限定されていること、
- 金融サービス仲介業への事業者の参入を通じたイノベーションの促進や利用者利便の向上の重要性、
- 一つの登録で複数の分野の商品・サービスを取扱可能とした制度趣旨等を総合的に勘案して設定。

保険仲立人のように保証金の額の上限が設定されていない理由如何。

※保険仲立人の保証金の額

「過去3年間の受領手数料（下限2,000万円、上限8億円）」



金融サービス仲介業者と保険仲立人とは、主として想定されている取扱商品・サービスの内容や顧客層が異なること等を踏まえれば、保証金の額の算定方法について同列に論じることは必ずしも適当ではない。

保証金の額の変動部分について、保険仲立人は原則として過去3年間の受領手数料相当額とされている一方で、金融サービス仲介業者は前年度の受領手数料の5%相当額としている点で事業者の負担にも配慮。

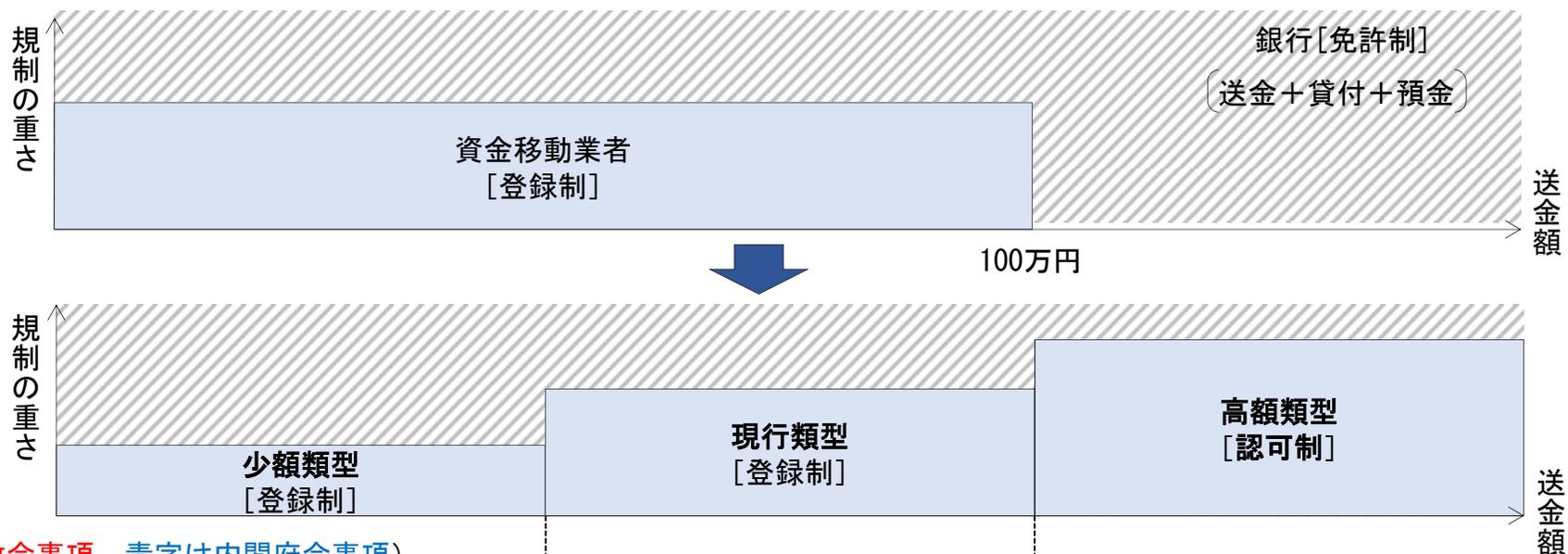
「保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい」との指摘があることも踏まえ、顧客保護の観点から上限は定めていない。

〔参考〕 決濟法制

2020年資金決済法改正の概要 (2021年5月1日施行)

【法改正のポイント】

- 資金移動業に、現行類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



(赤字は政令事項、青字は内閣府令事項)

送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額/送金日/送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	供託/保証/信託で全額保全	
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※ 資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものである必要